愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
会則

第１章　総則

（総則）

第１条　本会則は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「愛知県スポーツ協会」という。）定款第４条の規定に基づいて設置された愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「本会」という。）に関する基本原則を定める。

２　本会は、愛知県内の総合型地域スポーツクラブ （以下「総合型クラブ」という。 ）によって構成する。

（基本理念及び目的）

第２条　本会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする「総合型クラブ」が参集し、愛知県内の総合型クラブの相互の連携、交流及び研鑽を通じて総合型クラブの継続と発展を図り、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

（組織構成）

第３条　本会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本会則及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

第２章　事業

（事業）

第４条　本会は、第２条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）総合型クラブの情報交換と交流
（２）総合型クラブの活動支援
（３）総合型クラブの財源確保に対する支援
（４）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
（５）総合型クラブ育成に関する調査研究
（６）総合型クラブの顕彰に関する事業
（７）その他本会の目的の達成に必要な事業

第３章　加入

（会員）

第５条　本会への加入は、所定の様式による申請をもって行う。

２　本会へ加入する総合型クラブは次の２種とする。

（１）会員クラブ　全国協議会へ登録し、役員候補者となる委員を１名選出する。
（２）準会員クラブ　将来的に全国協議会への登録を目指す。総会の議決権は有しない。

３　全国協議会への登録については別に定める。
４　準会員クラブは、本会が主催する事業等に参加することができる。 ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

（委員の選出）

第６条　第５条に基づき加入した会員クラブは、その役職員の中から１名を本会の委員として選出する。

第４章　役員

（種類及び定数）

第７条　本会に、次の役員を置く。
（１）幹事長　　１名
（２）副幹事長　　２名以内
２　役員は会員クラブから選出された委員でなければならない。

（幹事長の委嘱及び職務）

第８条　幹事長は、委員の中から、総会でこれを推挙し、愛知県スポーツ協会理事長が委嘱する。
２　幹事長は、本会を代表し、業務を統括する。また、全国協議会の委員となる。

（副幹事長の委嘱及び職務）

第９条　副幹事長は、委員の中から、幹事長が委嘱する。
２　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第10条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
３　役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

（定年制）

第11条　幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が７０歳未満でなければならない。

（解任）

第12条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第５章　総会

（構成）

第13条　総会は、第６条及び第７条に定める委員及び役員をもって構成する。

（権限）

第14条　総会は、次の事項について決議する。

（１）幹事長の推挙及び解任

（２）副幹事長の解任

（３）事業計画及び予算並びに事業報告及び決算、その他本会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項

（４）本会の業務執行の決定

（５）その他、本会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

（開催）

第15条　総会は、毎年１回以上開催する。

（招集）

第16条　総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

２　前項のほか委員の３分の１以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は２週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

（出席）

第17条　総会は、委員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

２　委員が総会に出席できないときは、議決権を他の委員又は幹事長に委任することができる。この場合、当該委員は総会に出席したものとみなす。

（決議）

第18条　総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除くその過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

２　前項の規定にかかわらず、役員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

３　総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、委員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第７章　会計

（会計）

第19条　本会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金等をもって支弁し、愛知県ス

ポーツ協会の定款の定めるところにより処理する。

第８章　事務局

（事務局）

第20条　本会の事務は、愛知県スポーツ協会事務局において処理する。

（事務局に関する規程）

第21条　本会則に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、愛知県スポーツ協会の定めるところによる。

第９章　改定

（改定）

第22条　本会則は、総会において出席者の３分の２以上の同意を得た場合、変更することができる。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年５月２７日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年５月２５日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月２４日から施行する。

附　則

この規程は、２０２６年５月２３日から施行する。